

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

5 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設運転操作設備改造工事(その2)	諸設備工事	東淀川区柴島1-3-14	株式会社荏原電産 大阪支店 支店長 森 浦 修二	¥6,480,000	平成30年5月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
2	西淀幹線(正蓮寺橋添架管)800mm配水管漏水修繕工事	鋼管工事	此花区伝法6丁目	ヤマトガワ(株) 代表 取締役 藤本 高之	¥27,000,000	平成30年5月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設運転操作設備改造工事（その2）

2 契約の相手方

株式会社荏原電産

3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴い東淀川浄水場の既設運転操作設備の器具の追加、制御回路変更等のハードウェア改造を行うものです。

当該設備は、株式会社荏原電産が独自に設計、製作した機器で構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び制御回路等の機能を熟知した専門の知識と技術が必要となります。

また、工事の施工にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本工事を施工し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上のことから、上記業者が一貫した責任と性能について保証を持たせ、本工事を行うことができる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀幹線(正蓮寺橋添架管)800mm 配水管漏水修繕工事

2 契約の相手方

ヤマトガワ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、此花区伝法 6 丁目 2 番の正蓮寺川に架かる、西淀幹線(正蓮寺川添架管)800mm (鋼管) の漏水修繕工事を行うものです。

今回の漏水は平成 30 年 5 月 14 日に通報があり、現地調査を行ったところ、正蓮寺橋に添架されている西淀幹線 800mm から漏水していることが確認されました。

漏水した水は橋梁下の広場へ噴出しており、使用者等への影響及び二次災害の懸念から緊急断水を実施しました。

本来であれば修繕工事として一般競争入札に付することが適当ですが、当該幹線は此花区へ供給している基幹管路の一つであり、別の配水幹線にて同様の漏水事故が発生した場合、安定供給が損なわれる恐れがあるため、一刻も早く復旧する必要があります。

これらの状況から、修繕工事の実施には期間を設けて入札に付すいとまはなく、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱(昭和 39 年 9 月 28 日局長決)」の「1(1)鉄管破裂、漏水事故その他給水の確保のため必要とするもの」に該当すると判断し、急施工事として施行します。

本工事の業者選定については、「緊急性を要する鋼管の漏水修繕工事を行う場合の業者選定要領」(H27.3.31 配水課長決)に基づき、過去 15 年で当局発注の鋼管漏水修繕工事の施工実績があるもの(8 者)に問い合わせを行い、2 者から施工可能との回答を得たため、施工計画・工期・見積額等を比較検討した結果、上記要領の第 3 項 3 号により上記業者を選定します。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

5 担当部署

水道局工務部配水課 (電話番号 06-6616-5574)